



質問

ペイオフ対策で開設した修繕積立金等金銭を保管する口座(定期預金口座等)も、マンション管理適正化法に規定する保管口座に該当しますか。



回答

「イの方法」で収納口座から修繕積立金等金銭を毎月移換する先の口座(又は「ロの方法」で修繕積立金を毎月直接預入・管理費用の残額を預入する口座)だけでなく、ペイオフ対策や資産運用等のために開設した預金口座も保管口座に該当します。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。